研究開発センター ニュースレター

◆「研究開発センター ニュースレター 」発行の趣旨◆

「研究開発センター ニュースレター」は、科研費等の公的研究費や学内の研究費等の使用に係る不正防止のための 啓発活動の一手段として、研究費の使用ルールの紹介や文科省で発表している研究費不正事例等を紹介していくと 共に、研究開発センターにおける研究支援活動の紹介も含めて全構成員へ情報発信して参ります。

このニュースレターが研究執行時のお役に立てますと幸いです。

◆ 総長・最高管理責任者からのメッセージ

研究費の不正防止及び研究不正防止に関する高い意識を持った組織風土の醸成を目指して

先生方におかれましては、日ごろから教育と研究に邁進されていますこと、 感謝申し上げます。

理系においては研究室を拠点とする学部、研究科の教育と一体となった研究活動、文系においては教員個人の研究活動を基本としつつ、公的研究資金や、企業等からの受託・寄付研究の受入など外部研究費を積極的に獲得することを通して、研究拠点としての基盤強化や、学内外の諸パートナーとの共同研究の展開に取り組んでいただき、本学としての研究力の向上にも大きく貢献いただいております。



総長・最高管理責任者 廣瀬克哉

あらためて指摘するまでもなく、公的研究費は税を原資としており、また 学内資金についてもその財源の大半は学生等納付金と公的補助に依拠しています。いわゆる公的研究費の執行 にあたって適正な管理が求められることはもとより、いかなる資金にもとづく研究であっても、研究不正や研 究費の不適切な支出は許容されるものではありません。

本学では、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、公的研究費の不正使用の防止と研究活動上の不正行為の防止に係る適正な運営・管理のための環境整備を行っています。

特に文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」が2021年2月1日に改正され、研究費の不正防止対策の強化策として意識改革の推進が求められました。

今後、「研究開発センター ニュースレター」を定期的に発行し、<u>研究費の不正防止及び研究不正防止に関する</u> 高い意識を持った組織風土を醸成して参ります。適正な研究活動の実施に対する理解を深め、研究を推進して いただきますようお願い申し上げます。

◆ 文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」 改正のポイント

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」が令和3年2月1日に改正されました。

今回の改正のポイントは、依然として様々な形での研究費不正が発生し続けていることから、研究費不正を起こさせない環境を構築し、不正を根絶することが急務として、「ガバナンスの強化」、「意識改革」、「不正防止システムの強化」の3つを不正防止対策の柱として強化しています。

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)の改正概要 (令和3年2月1日改正 文部科学大臣決定)

改正の内容 ~研究費不正根絶のために~

- 〇研究機関全体の意識改革を図り、研究費不正の防止に関する高い意識を持った組織風土を形成するために、 以下の3項目を柱に不正防止対策を強化。
- ○これまでの各研究機関の取組状況や不正事案の発生要因を踏まえ、従前のガイドラインの記述の具体化・明確化 を図る。

<不正防止対策強化の3本柱>

ガバナンスの強化

- ~不正根絶に向けた最高管理責任者の リーダーシップと役割の明確化~
- ✓最高管理責任者による不正根絶への強い意志表明と役員会での審議の要件化
- ✓監事に求められる役割として、不正防止に 関する内部統制の状況を機関全体の観 点から確認し意見を述べることを要件化
- √効果的な内部統制運用のため不正防止 のPDCAサイクルを徹底

意識改革

- ~コンプライアンス教育・啓発活動による 全構成員への不正防止意識の浸透~
- √統括管理責任者が行う対策として、不正 を防止する組織風土を形成するための総 合的なプロデュースを要件化
- √不正根絶に向けた**啓発活動**(意識の向上と浸透)の継続的な実施を要件化
- ✓啓発活動は、コンプライアンス教育と併 用・補完し内部監査の結果など認識の 共有を図る。

不正防止システムの強化

- 〜監査機能の強化と不正を行える 「機会」の根絶〜
- ✓内部監査の実施にあたり専門的な知識 を有する者(公認会計士等)の参画を 要件化
- ✓監事・会計監査人・内部監査部門の連携を強化し、不正防止システムのチェック 機能を強化
- ✓コーポレートカード等の利用等、研究者を 支払いに関与させない支出方法の導入 等

(上記の図は、文部科学省のホームページで公開しているものを、研究開発センターが一部省略して作成したもの。 文科省 HP https://www.mext.go.jp/content/210201-mxt_sinkou02-1343904_21_2.pdf)

◆ 法政大学における公的研究費等の不正防止計画(第四次)を策定しました

令和3年2月1日に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」が改正されました。 その趣旨及び内容を踏まえ、本学における公的研究費の適正な管理運営と不正使用を防止するため「不正防止計画 (第三次)」を改正し、同年7月28日に第四次計画として定め、本学ホームページで公開しました。

(https://www.hosei.ac.jp/application/files/1016/3186/3576/fuseiboushikeikaku_4.pdf) 公的研究費が国民の税金で賄われていることを本学構成員が十分理解し、経費支出の運営・管理について透明性と信頼性を確保しつつ研究の推進をお願いします。

◆ 『研究開発センター ニュースレター』 今後の予定

今後は最近の公的研究費不正事例や内部監査での指摘事項など、具体的な内容を取り入れながら、読みやすいコンテンツにしていく予定です。また、公的研究費や研究不正に係る国(文部科学省)の対応などの情報もタイムリーに紹介していきます。

「研究開発センター ニュースレター」は、今後年4回の発行を予定し、情報発信していきます。コンテンツに関して、ご質問・ご助言・ご提案などございましたら、下記アドレスまでお寄せいただけますと幸甚です。

<連絡先・問合先:研究開発センター suisin@adm.hosei.ac.jp>